

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第124号

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市職員退職手当支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「期間」の右に「京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を改正する条例（平成16年月 日京都市条例第 号）による改正前の京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例第3条に規定する」を加え、「同年1月1日」を「昭和23年1月1日」に改める。

第5条第1項後段中「3年」の右に「(当該休職の期間が3年を超えるときは、3年にその超える期間の2分の1に相当する期間を加えた期間)」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第7条第1項中「職員であった者との続柄を証する戸籍謄本及び医師の死亡診断書又は死体検案書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員であった者との続柄を証する戸籍の謄本
- (2) 職員であった者が死亡により戸籍から除籍されたことを証する戸籍の謄本

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市職員退職手当支給条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用する。